

《児童虐待の種類と主な行為》

『身体的虐待』

- 殴る・蹴る・たたく
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる



『ネグレクト（保護の怠慢）』

- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- 乳幼児を家に残したまま外出する
- 病気になっても病院に連れていかない



『性的虐待』

- 子どもへの性交・性的暴力
- 性器や性交を見せる
- 性的な被写体にする



『心理的虐待』

- 罵声を浴びせる
- きょうだい間での極端な差別扱い
- 子どもの前での配偶者に対する暴力（面前DV）



保護者が、子どもの心や体を傷つけ、子どもの将来に重大な影響を与えることは、絶対に許されるものではありません。  
一方で、虐待を行っている保護者は、子育ての悩みや孤立感、家庭内不和や経済的困窮などの問題を抱えており、さまざまなストレスや葛藤から、児童虐待

に至るケースが多く、子どもだけでなく、保護者を含めて社会全体で支えていく必要があります。  
児童虐待を招きやすい要因として、子どもの特性（育てにく

おかしいと思ったら  
すぐ連絡を

さ）や保護者の特性（養育能力の不足）、家庭内の要因（経済的困窮など）に加え、家庭的孤立（親戚や近隣との疎遠）があげられています。

児童虐待は、大部分が家庭内で行われるため、発見が遅れ、最悪の場合は命に関わる場合があります。

仮にその虐待が、直ちに生命の危機を招くものではないとしても、素早い対応が求められることに変わりはありません。

「親がそんなことを」、「普段はあんなに温厚な人が」など、児童虐待に世間一般の常識や概念が当てはまるとは限りません。地域のつながりは、家庭の社会的孤立を取り除くことになり、児童虐待の予防・早期発見につながります。

ささいなことでも、子どもや保護者の様子が「おかしい」、「何か違う」と感じたら、市や児童相談所へ連絡してください。相談いただいた方の情報が当事者に漏れたり、誤報などの責任を問われることはありません。地域の皆さんの勇気ある連絡により、命が救われるケースもあります。

そして、早期の発見・対応は、

相談・連絡先

◎登別市子ども相談室 ☎(85) 6 6 7 7  
(休日・夜間は☎(85) 2 1 1 1)

◎室蘭児童相談所 ☎(44) 4 1 5 2

◎全国共通ダイヤル『1 8 9 (いちはやく)』

子どもたちや保護者のSOSをいちはやくキャッチするため、24時間対応で、近くの児童相談所につながります。

※一刻を争うような場合は『110番通報』や最寄りの警察署・交番に通報してください。

室蘭警察署	☎(46) 0 1 1 0	室蘭市東町4丁目27-10
登別交番	☎(85) 2 1 3 6	登別市桜木町1丁目20-6
新生交番	☎(87) 0 5 5 0	登別市新生町4丁目12-5
登別温泉交番	☎(84) 2 3 1 0	登別市登別温泉町17
登別東交番	☎(88) 1 1 1 0	登別市登別東町2丁目22-1

健全な夢の育つ  
まちづくり



子どもだけではなく、その保護者も守ることにつながります。

このまちの将来を担う子どもたちを、家庭だけではなく、地域全体で育むことは、人と人とのつながりにより、学校や地域における多くの人々との交流、たくさんの方の経験につながり、子どもたちのより健やかな成長を

期待することができます。

また、普段から多くの目で子どもたちを見守ることで、児童虐待を受けている子どもが出すいつもとは違うちょっとした異変により早く気付くことができます。

虐待を受けている子どもが出すさまざまなSOSのサインを地域で見逃さずことなく、子どもたちが笑顔でいられる地域を皆さんでつくりませんか。